

ホームケアべんり堂
福祉用具レンタル販売部

指定福祉用具貸与介護及び介護予防福祉用具貸与事業者の運営規程

(趣旨)

第1条

この規程は指定福祉用具貸与事業及び介護予防福祉用具貸与事業の人員及び、運営に関する基準（平成11年厚生省令第三十八号）の規程に基づき、株式会社ホームケアべんり堂が行う福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業者の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称ホームケアべんり堂福祉用具レンタル販売部
2. 所在地〒770-0006 徳島県徳島市北矢三町1丁目1番15号

第3条 事業所に従事する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、自らも福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

2. 専門相談員

介護福祉士1名（管理者、常勤兼務）介護支援専門員資格者

福祉用具専門相談員2名以上（常勤専任）

専門相談員は、指定福祉用具及び予防福祉用具貸与の提供に当たる。

(事業の目的)

第4条

株式会社ホームケアべんり堂が開設する指定福祉用具貸与事業及び予防福祉用具貸与事業（介護保険法平成9年法律第百二十三号以下「法」という。第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与事業及び介護予防福祉用具貸与事業をいう。以下同じ。）は、事業は要介護状態等となった場合において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具及び介護予防福祉用具（法第七条第十七項により厚生大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜をはかり、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

(運営基準)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日月曜日から土曜日までとする。

(但し、祝日及び8月12日～15日・12月30日～1月3日の年末年始を除く)

2. 営業時間午前9時～午後5時30分までとする。

(福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料とその他費用の額)

第6条 指定福祉用具及び介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

1. ①指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
②指定福祉用具及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
③福祉用具の納品に当たっては商品に添付の取扱説明書に基づき説明、指導し1週間ほど使用して使い勝手等をアンケート形式で調査を行う。

2. この事業所において取り扱う福祉用具貸与の種目は次の通りである。
- ①車椅子 ②車椅子付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知器
⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置
3. 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙一覧表の基準（告知上の報酬額）によるものとし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、一割から三割の支払いを受けるものとする。
4. 法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとする。
5. 次条にさだめる通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ・ 通常の事業の実施地域を越えてから、1 Kmあたり100円とする。
 - ・ 上記地区で、有料道路の場合は実費を徴収するものとする。
6. 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
7. 前3項より6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を発行する。
8. 福祉用具貸与の開始に際し、予め利用者またはその家族に対し、利用料ならびにその他の利用料の内容及び金額に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。
9. 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係わる利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業実施地域）

第7条通常の事業の実施地域は、徳島県内とする。

（衛生管理）あるときは必要な援助を行う。

第8条

1. 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び機材並びに事業の運営を第二百三条第三項の規定に基づき（名称フランスベットメディカルサービス株式会社福祉レンタル四国営業所）と委託契約して行うものとする。
2. 常に清潔な福祉用具を貸与に提供するため、回収した福祉用具を、種類・材質等からみて適切な方法より消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管する。
3. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理の対応）

第9条

1. 苦情があった場合は、迅速に担当者が相手方に連絡をとり、面談等により詳しい事情を聴く。
2. 苦情処理の担当が必要であると認めるときは、管理者を含めて検討会議を行うか、又は管理者に処理結果を報告する。
3. 苦情に係る記録を行い、台帳に保管し、再発防止に役立てる。
虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

第 10 条 損害賠償

事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第 11 条 その他運営に関する重要事項

1. 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
 - ①採用時研修採用時から 6 箇月以内
 - ②継続研修年 2 回
2. 秘密保持
 - ①従事者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
 - ②従事者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者との雇用契約の内容とする。
3. 掲示及び目録の備え付け
 - ①事業所の見えやすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申し込み者のサービス選択に資するように努める。
 - ②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当に理由なく福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業者を紹介する措置を講じる。
6. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
8. 居宅サービス計画が作成されている場合には、機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供し、福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付し計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
9. 利用者の要介護及び要支援者認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して福祉用具貸与サービスを提供する。
10. 従事者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
11. 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保持する。
12. この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社ホームケアべんり堂と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

第 12 条 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※ 1. 変更事項令和 6 年 1 月 1 日付け

第 3 条従業員数第 5 条運営時間第 6 条地域外費用第 7 条通常の実施地域第 12 条虐待防止に関する事項追加